

意見書 (要旨)

議会では3月定例会で、次の意見書を可決し、直ちに関係機関に提出しました。

所有者不明の土地利用を求める意見書

政府においては、所有者不明土地の利用に明示的な反対者がいないにもかかわらず、利用するために多大な時間とコストを要している現状に対し、所有者の探索の円滑化と所有者不明土地の利用促進を図るための制度を構築すべく、以下の事項について取り組むことを強く要望する。

- 1 所有者不明土地の発生を予防する仕組みを整備すること。
- 2 土地所有権の放棄の可否や土地の管理責任のあり方等、土地所有のあり方の見直しを行うこと。
- 3 合理的な探索の範囲や有益な所有者情報へのアクセスなど、所有者の探索の合理化を図ること。
- 4 所有者不明土地の取用手続の合理化や円滑化を図ること。
- 5 取用の対象とならない所有者不明土地の公共的事業の利用を促進すること。

【提出先】内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣、農林水産大臣、国土交通大臣

洪水回避等を目的とした流量確保のための中小河川の河道掘削の予算の確保を求める意見書

政府においては、今回の緊急治水対策プロジェクトが、中小河川を管理する地方自治体にとって真に活用しやすい施策となるよう、以下の事項について取り組むことを強く要望する。

- 1 河道掘削を含む「中小河川緊急治水対策プロジェクト」については、平成29年度補正予算で約1,300億円が盛り込まれているが、次年度以降についても、地方自治体の要望を踏まえ、十分な予算を確保すること。
- 2 「中小河川緊急治水対策プロジェクト」では、河道掘削の対策箇所を「重要水防区間のうち、近年、洪水により被災した履歴があり、再度の氾濫により多数の家屋や重要な施設の浸水被害が想定される区間」と限定しているが、今後は、中小河川を管理する地方自治体により柔軟な対応ができるよう、対策箇所の拡大も含め検討すること。また、国直轄河川の河道掘削についても、周辺自治体の要望を踏まえ、必要な対策を行うこと。
- 3 今回の「中小河川緊急治水対策プロジェクト」は、おおむね3カ年の時限的措置であるが、「防災・安全交付金」を活用した中小河川の河道掘削については、恒久的な制度となるよう検討すること。

【提出先】内閣総理大臣、総務大臣、国土交通大臣

バリアフリー法の改正及びその円滑な施行を求める意見書

政府においては、全国各地のバリアフリー水準の底上げに向けて、同法の改正及びその円滑な施行を確実に実施するよう、また、その際には以下の事項について措置するよう強く要望する。

- 1 地域の面的・一体的なバリアフリー化を進めるため、バリアフリー法の基本構想制度の見直しも含めた新たな仕組みについて検討すること。
- 2 公共交通事業者がハード・ソフト一体的な取り組みを計画的に進める枠組みについて検討すること。
- 3 バリアフリー施策を進める際には、高齢者、障がい者等の意見を聞くような仕組みを検討すること。併せて、バリアフリーの促進に関する国民の理解を深めるとともに、その協力を求めるよう国として教育活動、広報活動等に努めること。
- 4 バリアフリー法改正後速やかな施行を行う観点から、改正内容について、十分に周知を行うこと。

【提出先】内閣総理大臣、総務大臣、国土交通大臣

森友学園問題の徹底説明を求める意見書

「森友学園」問題は、国有地の利用や国の権限、税金支出などがゆがめられたという疑惑であり、説明が尽くされないままの幕引きや、疑惑を放置することなどは絶対に許されないことから、「森友学園」問題の徹底説明を強く求めるものである。

【提出先】内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、国土交通大臣、内閣官房長官

学校法人森友学園への国有地売却の真相究明と公文書書換えの責任追及を求める意見書

国権の最高機関である国会において、学校法人森友学園への国有地売却に関して、決裁文書の書換えをはじめ、事案の真相究明が速やかに行われるとともに、決裁文書の書換えに関与した者の責任を厳しく追及するよう求めるものである。

【提出先】内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、内閣官房長官、衆議院議長、参議院議長

消費者が求める遺伝子組み換え表示についての意見書

国及び関係機関に対し、以下の項目を求める。

- 1 表示義務対象品目を拡大する。
- 2 現在の最終製品から科学的に検出できる食品のみを表示対象にする方法から、事業者がすでに実施している、トレーサビリティ（社会的検証＝IPハンドリング、分別生産流通管理）を根拠とし、原料の段階で検査を行う。
- 3 分別生産流通管理がされていないものには「遺伝子組み換え不分別」の表示義務がされているが、わかりにくい表示となっている。消費者に実態を伝える有効な説明文を付記する。

【提出先】内閣総理大臣、総務大臣、内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）、消費者庁長官

全国森林環境税の創設に関する意見書

国に対し、平成29年度税制改正大綱において、「市町村が主体となって実施する森林整備等に必要の財源に充てるため、個人住民税均等割の枠組みの活用を含め都市・地方を通じて国民に等しく負担を求めることを基本とする森林環境税（仮称）の創設」に関し、「平成30年度税制改正において結論を得る」と明記されたことから、森林・林業・山村対策の抜本的強化を図るための「全国森林環境税」の早期導入を強く求める。

【提出先】内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、環境大臣

※要旨のみ掲載していますので、詳細は市ホームページでご確認いただくか、議会事務局までお問い合わせください。☎046(252)8872

議会を傍聴してみませんか

●平成30年第2回定例会の開催予定●

- 5月25日(金) 議会運営委員会
- 6月1日(金) 本会議(開会・提案説明・総括質疑) 予算決算常任委員会(本会議終了後)
- 8日(金) 本会議(一般質問)
- 11日(月) 本会議(一般質問)
- 12日(火) 本会議(一般質問)
- 13日(水) 予算決算常任委員会企画総務分科会・企画総務常任委員会
- 14日(木) 予算決算常任委員会民生教育分科会・民生教育常任委員会
- 15日(金) 予算決算常任委員会都市環境分科会・都市環境常任委員会
- 19日(火) 予算決算常任委員会 基地政策特別委員会(午後1時～)
- 21日(木) 議会運営委員会
- 25日(月) 本会議(討論・採決・閉会)

※会議は、午前9時に開会する予定です。

市議会で開催される会議(本会議・委員会)は、傍聴することができます。

本会議の傍聴は、市役所7階の議場入口正面で受け付けしています(各委員会の傍聴は、6階の議会事務局にお申し出ください)。

受付で住所・氏名のご記入をお願いします。

議案書の貸し出しについて

傍聴される方に、議案書の貸し出しを行っています。

数に限りがありますが、希望される方は、傍聴受付時に係員にお申し付けください。